Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成27年7月3日国 十 交 通 省

奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部を改正する政令について

標記政令について本日閣議決定されましたので、お知らせいたします。

1. 背景

この政令は、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)第1条による奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号。以下「奄美法」という。)の改正に伴い、奄美群島振興開発特別措置法施行令(昭和29年政令第239号)について規定の整理を行うものである。

2. 改正の概要

整備法による奄美法の条項ずれに伴い、同法を引用している奄美群島振興開発特別措置法施行令について条項ずれを修正する形式的改正を行う。

3. スケジュール

公 布 平成27年7月8日 施 行 平成27年7月16日

問い合わせ先

国土交通省国土政策局総務課 武内

特別地域振興官付 伊東

連絡先:03-5253-8111 (内線 29-156、29-714)

直 通:03-5253-8350、03-5253-8423